

ワーキングペーパー投稿規程

平成30年9月7日施行

令和2年9月25日改正

(目的)

第1条 非営利法人研究学会は、研究成果を迅速に社会に公開することで、非営利分野の発展に寄与することを目的として、ワーキングペーパーを発行する。

(投稿者)

第2条 会員並びに会員との共同執筆者は、ワーキングペーパーを投稿することができる。但し、投稿は年に2回までとし、既に他の媒体に掲載されたものは投稿できない。

(投稿の方法)

第3条 投稿者は、事務局に印刷見本及びデータをメール又は郵送にて提出する。

(発行の決定)

第4条 事務局長は、投稿されたワーキングペーパーが本規程に反しないものであるかを確認したうえで、発行の可否を決定する。

2 事務局長は、掲載されたワーキングペーパーに関して何らかの問題が生じた場合には、公開を取りやめることができる。

(執筆に関する規程)

第5条 執筆の形式に関しては、本規程に定められた事項を除き、学会誌の執筆要項に準ずるものとする。但し、段組み等、レイアウトに関しては原稿データに従う。

(印刷部数)

第6条 ワーキングペーパーは、10部までは本学会の負担により印刷し、それ以上の場合は実費を本人が負担することとする。

2 投稿者が規定部数以上の印刷を求める場合は製本か複製かを選択することができる。

(著作権)

第7条 投稿されたワーキングペーパーの著作権及び版権は執筆した投稿者に属し、著作権上の問題が発生した場合、著者が責任をもって対処する。

(ホームページ等での公開)

第8条 発行されたワーキングペーパーは、原則、本学会のホームページに掲載して公開する。ただし、投稿者本人が公開を希望しない場合は掲載しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、令和2年年9月25日より施行する。

(表紙見本)

Working Paper Series

論文タイトル○○○○○○○○○○

English Title○○○○

2019-No.●●●

氏名（所属機関・職名）

Association for Research on Not-for-Profit Organizations
公益社団法人 非営利法人研究学会